令和七年四月

浜松都市計画図（1）

凡例

	都市計画区域
	行政区域
	市街化区域
	市街化調整区域
用途地域	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
その他の地域地区	特別工業地区
	大規模集客施設制限地区
	娯楽・レクリエーション地区
	高度地区（中高層住居専用地域）
	高度地区（7m以上）（佐藤地区）
	高度利用地区
	防火地域
	準防火地域
	第1種風致地区（高さ制限8m）
	第2種風致地区（高さ制限15m）
	特別緑地保全地区
	臨港地区
	駐車場整備地区
	都市計画道路
都市施設	都市高速鉄道
	都市計画公園
	都市計画緑地
	都市計画墓園
	都市計画河川
	その他の都市計画施設
	ポンプ場
土地区画整理事業	施行済地区
市街地再開発事業	施行地区
特定住宅市街地整備事業	施行済地区
	施行地区
その他	市街地再開発事業
	地区計画
	建築基準法第6条第1項第4号区域
	都市再生特別地区

用途地域による、建ぺい率・容積率・最低敷地面積・高さの最高限度の表示

200 / 1種住居 / 60 — 容積率（%）／用途地域／建ぺい率（%）

200㎡ / 12m — 最低敷地面積／高さの最高限度

※第1・2種低層住居専用地域の高さの最高限度は、図中に表記がない限り、10mです。※市街化調整区域内の形態規制は、一部地区を除き（200/60）となります。（建築基準法）
※都市再生特別地区は、令和３年９月１日に廃止されました。ただし、建築基準法第６０条の２第１項から第５項までの規定の適用については、それぞれ都市計画において都市再生特別地区として定められている区域及び事項とみなされます。

中心部拡大図 1:10,000

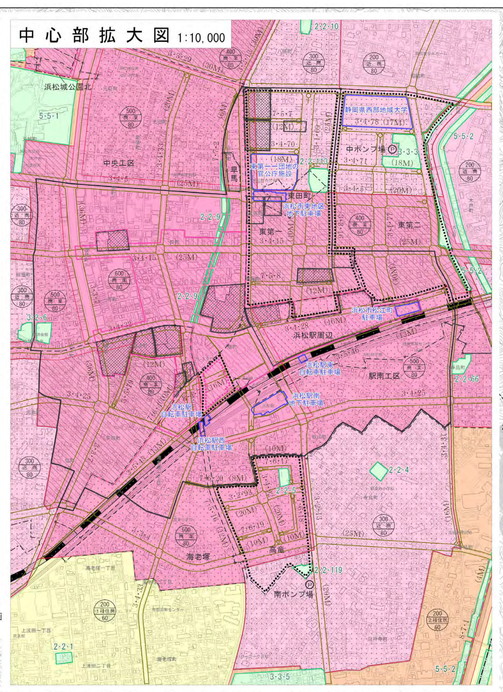

浜松都市計画道路の変更
1・3・402号　浜松湖西豊橋道路
浜松市決定
総括図 1/2

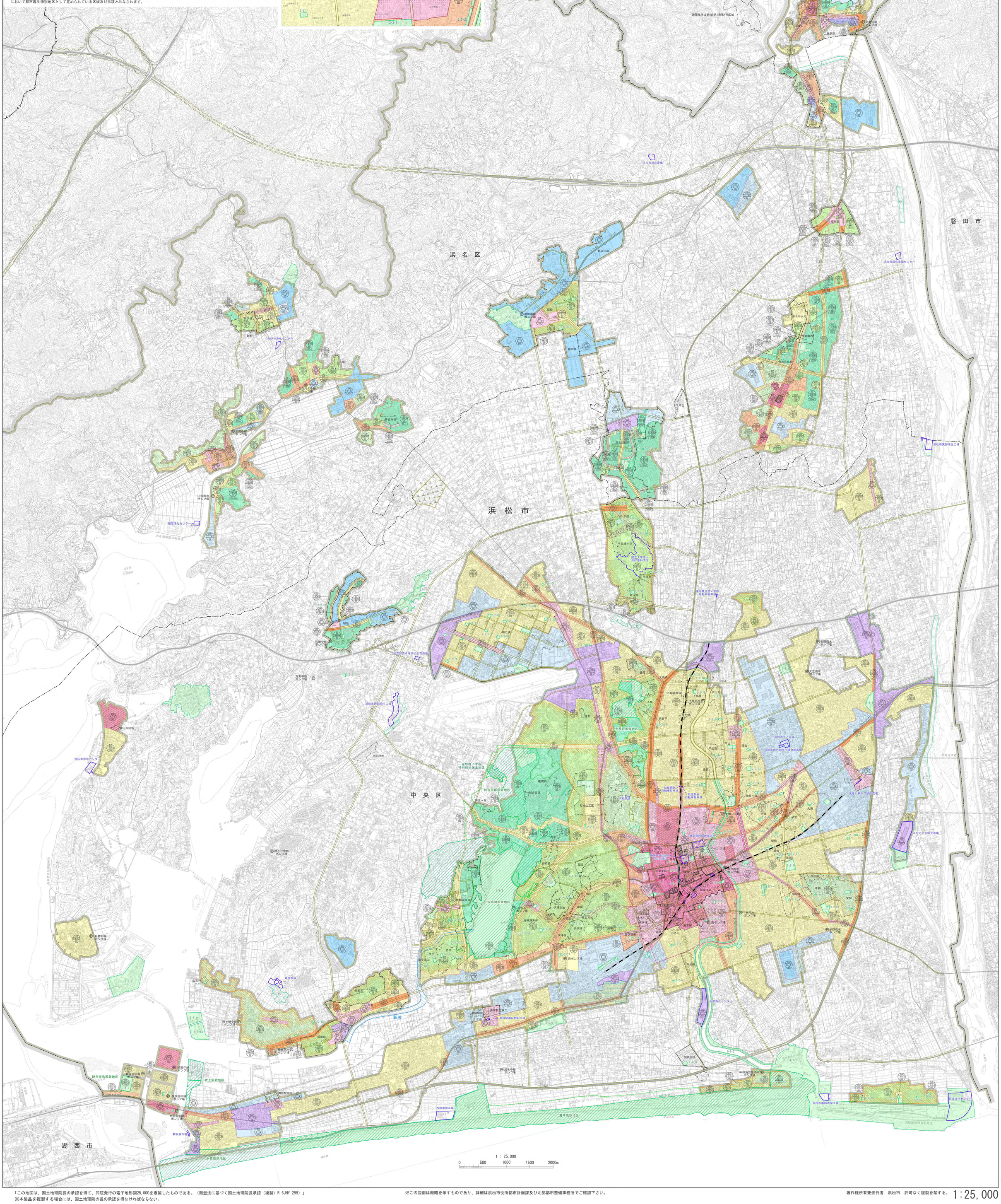

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25,000を複製したものである。（測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 6JHf 299）」
※本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

※この図面は概略を示すものであり、詳細は浜松市役所都市計画課及び北部都市整備事務所でご確認下さい。

著作権所有兼発行者　浜松市　許可なく複製を禁ずる。

1：25,000

浜松市

令和七年四月

浜松都市計画図(2)

浜松都市計画道路の変更
1・3・402号　浜松湖西豊橋道路
浜松市決定

総括図 2/2

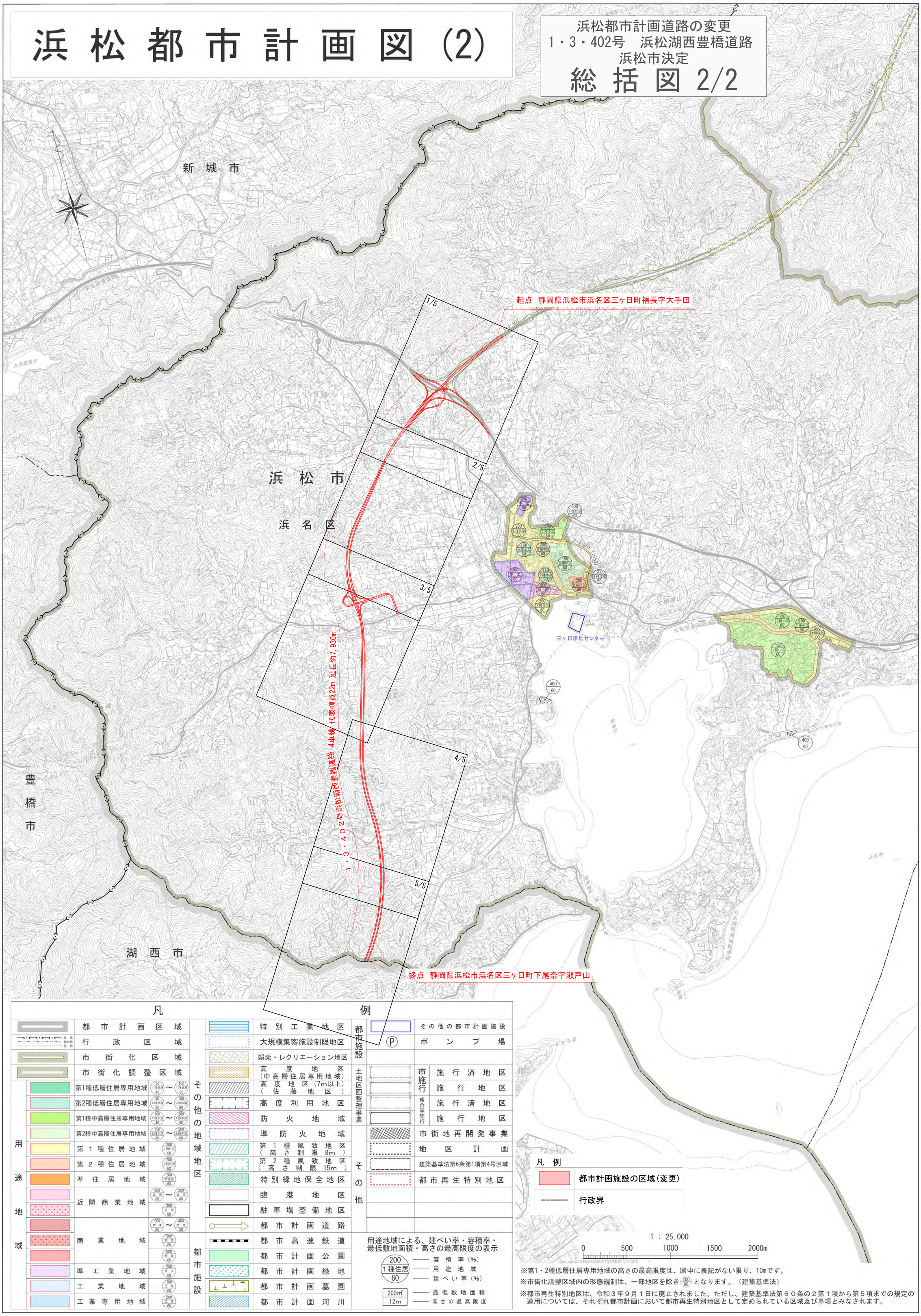

※第1・2種低層住居専用地域の高さの最高限度は、図中に表記がない限り、10mです。
※市街化調整区域内の形態規制は、一部地区を除き（200/60）となります。（建築基準法）
※都市再生特別地区は、令和３年９月１日に廃止されました。ただし、建築基準法第６０条の２第１項から第５項までの規定の適用については、それぞれ都市計画において都市再生特別地区として定められている区域及び事項とみなされます。

浜松市

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25,000を複製したものである。（測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 6JHf 299）」
※本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

著作権所有兼発行者　浜松市　許可なく複製を禁ずる。
※この図面は概略を示すものであり、詳細は浜松市役所都市計画課及び北部都市整備事務所でご確認下さい。

1:25,000